

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出 【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

次の内容の加算（減算）等を算定しようとする場合は、事前に瀬戸内市への届出が必要です。

届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

（注）介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算介及び護職員等ベースアップ等支援加算の添付書類（計画書等）については、前々月末日が締切りとなりますので御注意ください。

加算等	提出書類
人員欠如による減算 （減算の解消）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《人員欠如が生じた月のもの》 《人員欠如が解消した場合は解消した月のもの》 ※従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、速やかに瀬戸内市に連絡してください。
短期利用居宅介護費の算定	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③運営規程 ※短期利用型を行う旨を記載していること。
高齢者虐待防止措置実施の有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
業務継続計画策定の有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
特別地域加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ※対象地域に事業所が所在していること
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書（共通）（別紙2） ※新規指定事業所については、4月日以降届出が可能となる。
認知症加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書（別紙44） ●「加算Ⅰ」の場合 ・「認知症介護に係る専門的な研修（※ア）」修了証の写し ・「認知症介護の指導に係る専門的な研修（※イ）」修了証の写し ●「加算Ⅱ」の場合 ・「認知症介護に係る専門的な研修（※ア）」修了証の写し ※ア…「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修 ※イ…「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修

	直近3月の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上又はⅢ以上の者の割合を届出以降毎月記録し、所定の割合を下回った場合は直ちに加算の取下げを行うこと。
若年性認知症利用者受入加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
看護職員配置加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） （小規模多機能型居宅介護のみ）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（看護職員の配置時間を明記） ④看護職員の資格証の写し
看取り連携体制加算 （小規模多機能型居宅介護のみ） ※看護職員配置加算（Ⅰ）を算定していることが必要	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③「看取り連携体制加算に係る届出書」（別紙1-3） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ⑤看取り期における対応方針 ⑥看護職員の資格証の写し
訪問体制強化加算 （小規模多機能型居宅介護のみ）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ④訪問体制強化加算に係る届出書（別紙4-5）
総合マネジメント体制強化加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙4-2）
科学的介護推進体制加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
生産性向上推進体制加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙2-8）
サービス提供体制強化加算 （加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ） 研修計画は、事業所のすべての介護従業者に対し、 <u>従業者ごとに個別具体的に作成したもの</u> を添付すること ※毎年度確認が必要	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙1-4-5） ④サービス提供体制強化加算に関する確認書（別紙1-4-5付表） ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《届出月の前月のもの（※）》 ※前年度の平均を用いて、常勤換算方法による職員の割合を計算する場合は、前年度2月のものを提出すること。 ⑥加算対象となる従業者の資格証等の写し ⑦サービス提供体制強化加算に係る勤続年数7年以上の者の状況・勤続年数10年以上の介護福祉士の状況（市様式1-4） ※加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定する場合に添付 ⑧研修計画

LIFE への登録	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
割引	①地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2） ②運営規程 ・割引率について具体的に記載すること
加算等の取り下げ	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算等の要件を満たしていた最終月のもの》 ※従業者の要件がある加算等の取り下げの場合のみ添付。

- ※1 加算等の取り下げとは、事業所として加算等の要件を満たさなかった場合を指します。
- ※2 加算等の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。
- ※3 本体事業所からサテライト事業所、サテライト事業所から本体事業所への変更は、体制の変更として、①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用）と②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）の提出が必要です。
 変更の際は、事前にご連絡ください。
- ※4 その他確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。